

# JOYO BANK NEWS LETTER

平成 28 年 12 月 26 日

株式会社常陽銀行

## 在宅勤務制度の試行開始について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、政府の重要政策である「働き方改革」における当行の取り組みの一環として、育児短時間勤務制度を利用する従業員を対象に在宅勤務制度を試行しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後とも、「働き方改革」や「ワークライフバランスの推進」に取り組み、従業員が働きやすい環境の整備を行ってまいります。

### 記

#### 1. 試行開始予定日

平成 29 年 1 月 4 日 (水)

#### 2. 目的

- ・従業員が多様な働き方を選択できる体制整備を図るため、在宅勤務制度の試行を開始する。
- ・試行を通じて従業員の在宅勤務やテレワーク、働き方全般に対する意識醸成を図るとともに、試行結果を踏まえて対象者や対象業務等の拡大等を検討していく。

#### 3. 在宅勤務試行の概要

- ・試行対象者は在宅勤務のニーズが高いと思われる育児短時間勤務制度を利用する従業員とする。
- ・育児短時間勤務制度を利用する従業員のうち希望者は、業務用タブレット端末を利用し、定められた時間内で育児や家事などの合間の時間を活用して業務を実施する。
- ・対象業務は、業務日報作成等とする。

以上



常陽銀行

MEBUKI  
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp